

東仙台小学校 熱中症対策ガイドライン

2023. 8. 25

1 情報収集・伝達体制

暑さ指数 31以上の時は、運動中止
⇒ 職員室ベランダに 赤旗掲出

- ① 熱中症予防情報サイトの確認(随時)【教頭】
- ② 熱中症警戒アラート発令の確認(17時, 5時)【教頭】
- ③ 校庭・体育館の測定(正時)【教頭】 ⇒ 黒板に掲示

2 運動や各種行事等の内容変更, 中止, 延期の判断

表1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等(環境省)

| 暑さ指数(WBGT) | 湿球温度 | 乾球温度 ※3 | 注意すべき活動の目安 | 日常生活における注意事項 ※1 | 熱中症予防運動指針 ※2 |
|------------|--------|---------|-------------------|------------------------------------|---|
| 31℃以上 | 27℃以上 | 35℃以上 | すべての生活活動でおこる危険性 | 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 | 運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。 |
| 28～31℃ | 24～27℃ | 31～35℃ | | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 | 厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 ※4 は運動を軽減または中止 |
| 25～28℃ | 21～24℃ | 28～31℃ | 中等度以上の生活活動でおこる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。 | 警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる |
| 21～25℃ | 18～21℃ | 24～28℃ | 強い生活活動でおこる危険性 | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。 | 注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |

- * 外・中の体育, 業間の外遊び ⇒ 31以上で中止。(上記の通り)
- ** 陸上記録会の練習も上記による。(休憩時間・クーリングルームを設ける。) 細部は, 様子を見ながら判断。
- *** 朝の健康観察を丁寧に。
業間後の健康観察。(人員把握。戻ってきていない子はいないか。)

3 暑さ指数 (WBGT) に応じた対応判断・教職員の役割分担

図2 暑さ指数 (WBGT) に応じた対応判断及び教職員役割分担の例

| WBGT ℃ | 湿球 温度 ℃ | 乾球 温度 ℃ | 分類 | 管理職 | 学校行事等の責任者 | 担当者 (学級担任、教科担任、 部活動顧問等) |
|-----------|---------------|---------------|--|--|--|---|
| | | | ア 屋内外で体を動かす活動 体育授業、運動部活動 体育的行事、校外学習 等 | ○原則中止 (休止、延期、プログラム変更等を含む) を検討し、指示 (例: 体育館や校庭での体育授業は、教室での授業等に変更指示) | ①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③行事等の中止について管理職に判断を仰ぐ | ①活動の一時中止を指示 ②生徒等の健康状態の把握 |
| | | | イ 屋内の活動 始業式、終業式、全校集会、講演会等 | ○原則実施形式の変更もしくは中止を検討し、指示 (例: 放送等による教室での視聴等に変更指示) | ①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③実施形式の変更もしくは中止について管理職に判断を仰ぐ | ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告 |
| 31 | 27 | 35 | ア 屋内外で体を動かす活動 イ 屋内の活動 | ○原則活動時間の短縮等 (※環境の変化を含む) を検討し、適宜必要な指示 | ①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③活動時間の短縮等について管理職に判断を仰ぐ | ①生徒への体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告 |
| | | | ア 屋内外で体を動かす活動 イ 屋内の活動 | | | |
| 28 | 24 | 31 | | | | |
| 25 | 21 | 28 | | | | |
| 21 | 18 | 24 | | | | |

※環境の変化の例

- ・水道からホース等を伸ばし、グラウンドに水をまき、表面温度を下げる。
- ・プールの水温等が高い場合は、オーバーフローを行い、水温を下げる。
- ・可能な範囲でミストシャワーを設置する。

参考：神奈川県教育委員会神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン

4 留意事項

- (1) 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について
- ① 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講じて熱中症を防ぐこと。
 - ② 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
 - ③ 学校管理下における熱中症事故は、運動部活動の他にも文化部の活動中や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
 - ④ 学校設備の空調設備を有効に活用するとともに、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
 - ⑤ 休業日明け等の体がまだ暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のために適切な措置を講ずること。
 - ⑥ 活動の前や活動中に、必要に応じて暑さ指数(WGBT(湿球黒球温度))を測定する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。

5 熱中症警戒アラートが発表された時の対応

図3 熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例

